

事業所の皆様へ

Be Happy

～輝いていますか？あなたの職場～



彦根市

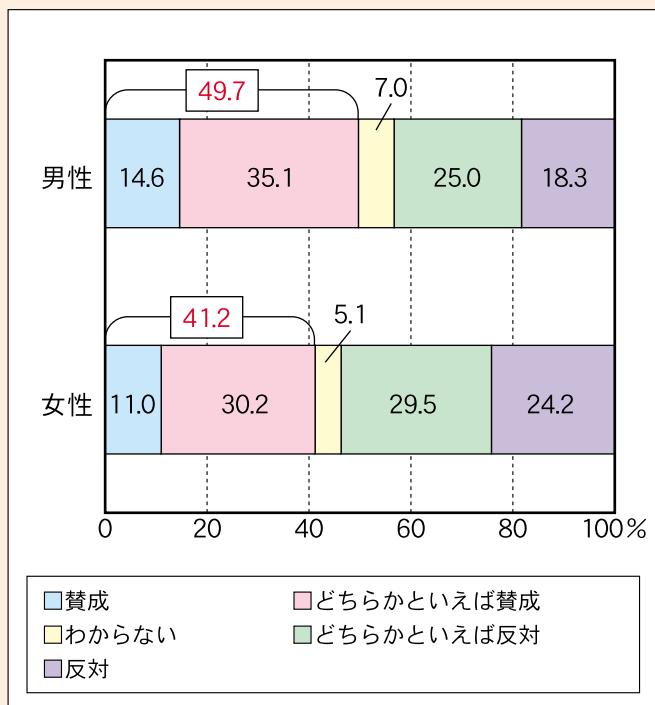
男の仕事？女の仕事？…性別役割分担意識



共働き夫婦の世帯はどんどん増えているのに、「男は外で働き、女は家を守るべき」という考え方の人がまだまだ多いのが現状です。

「男は仕事、女は家庭」や「男は主、女は従」というように、男女は性別によって適した役割や能力、活動する分野があり、それを分担し合うのが当然だとする固定観念のことを“性別役割分担意識”といいます。

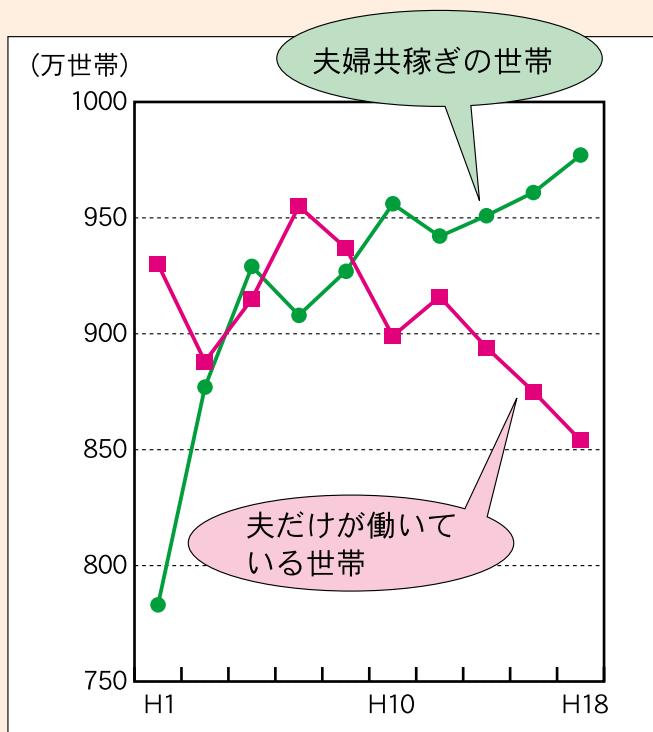
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方について



こうした意識にとらわれると、お茶くみやコピーは女性の仕事で、営業や企画、渉外などは男性の仕事だと固定化されてしまいます。

私たち一人ひとりの個性や能力、資質、適性はさまざまです。「男だから」「女だから」と性別で役割を決めつけるのではなく、お互いを対等なパートナーとして認め合い、個性や能力を発揮し合う職場づくりが大切です。

共働き等世帯数の推移

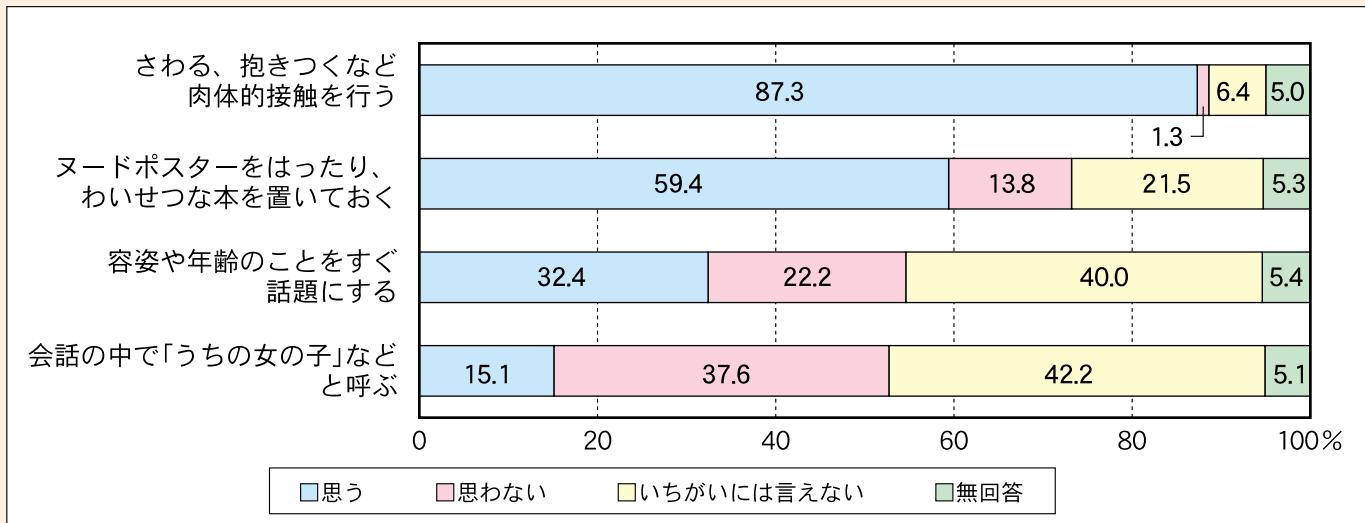


(平成19年版 男女共同参画白書)

何気なく悪気なく…セクシュアル・ハラスメント



次の行為は、セクシュアル・ハラスメントだと思いますか？



(2006年度彦根市「人権に関する市民意識調査」)

上の絵やグラフの行為は、すべてセクシュアル・ハラスメントになります。

セクシュアル・ハラスメントは、相手が望まない性的な言動で相手に不快な思いをさせたり、不利益を与えたりすることです。男性から女性へ向けられることが多く、職場など力関係や上下関係のあるところで起ります。その背景には、女性を性的な関心の対象として見たり、女性を軽くみる意識などがあります。

たとえば、名前でなく「うちの女の子」と呼ぶのは、相手の人格を認めない呼び方です。（「おじさん」や「坊や」も同じ。）

セクシュアル・ハラスメントが横行するような職場では、誰もが気持ちよく働けません。また、一人ひとりの個性や能力が十分発揮されず、結果として経営効率を悪化させるだけでなく、社会的信頼を失わせるなど企業にとって大きなリスク要因となります。

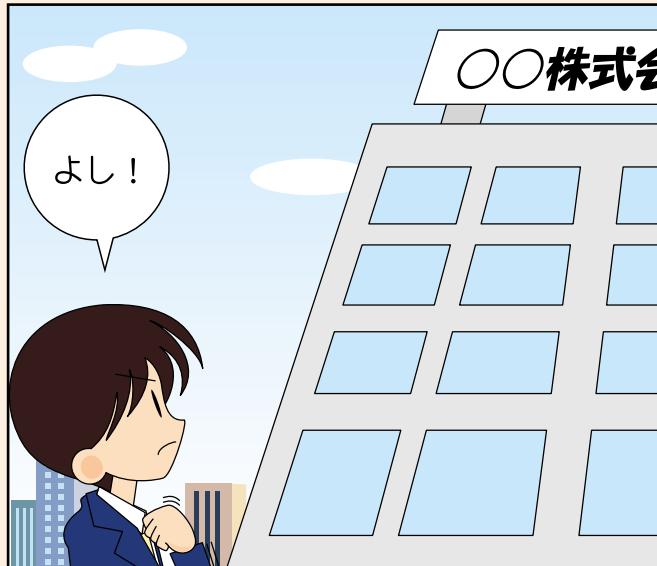
トピックス

セクハラは企業の責任

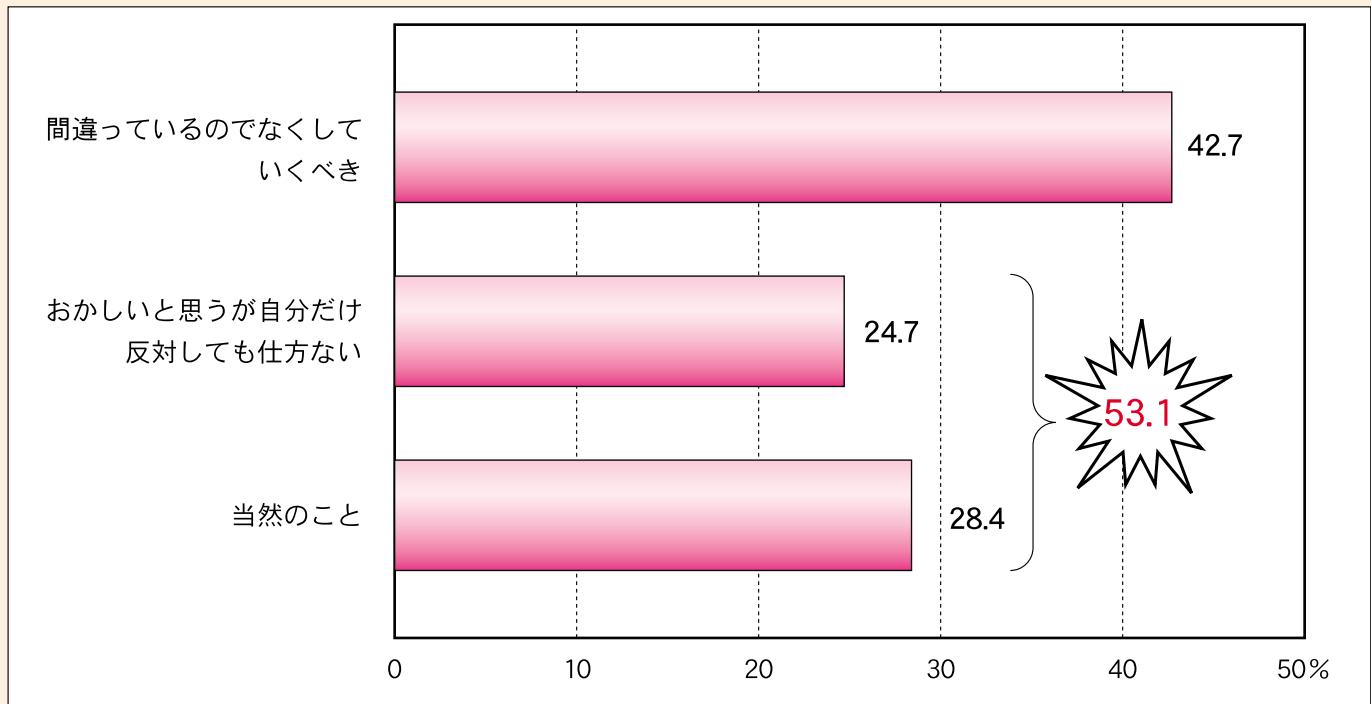
2006年5月、ある自動車メーカーの米国現地法人の元女性秘書が、社長から性的な関係を迫られるなどのセクシュアル・ハラスメントを繰り返し受けたうえ、会社側も適切な対応をとらなかったとして、総額1億9000万ドル（約210億円）の損害賠償を求める訴訟を起こしました。

提訴から1週間後、社長は職を追われ、8月には早々と和解が成立しました。

わたし自身を見てください(1)…身元調査はお断り



結婚や就職のときの身元調査をどう思いますか？



(2006年度彦根市「人権に関する市民意識調査」)

市民意識調査の結果によると、身元調査を容認する、または容認してしまう人の割合は半数を超えていました。もしもあなたの身元が勝手に調べられ、知らないうちに就職や結婚で差別されているとしたら、どう思いますか？

結婚や就職は、人の一生を左右する大切な節目です。このような時に、人柄や結婚に関する考え方、仕事に対する能力や適性といった、その人自身を正当に評価せず一方的に排

除するなどということは、あってはならないことです。

また、企業にとっては、有能な人材が得られないばかりか、こうした不公正な採用や選考を行う職場環境では、社員一人ひとりが生き生きとやりがいをもって働くことも望めず、将来の発展も期待できないのではないでしょうか。

わたし自身を見てください(2)…こんな社用紙はお断り



つきましては、
この用紙にご記入ください。

本籍地	支持政党
親の職業	購読新聞
親の年収	自宅付近の略図

採用前や採用後に提出を求められる社用紙で、本籍地や家族関係（家族の職業や収入等）、支持政党、自宅付近の略図などを記入させることは、労働大臣指針に反します。知られることで差別につながる可能性があるため、特に保護することが必要な個人情報だと考えられているからです。

働く上で必要なのは、仕事に対する能力と適性だけです。家族のことや住んでいるところなど「本人の責任でないこと」、購読している新聞や家の宗教など「本来、自由であるべきもの」については、調べるべきではありません。

トピックス

部落地名総鑑事件

1975年、全国の被差別部落の地名や所在地、戸数、主な職業などを記載した差別図書が各地に出回っていることが判明しました。

部落地名総鑑は8種類に及んだこと、233社（人）の購入者の大半は大企業であったことを明らかにして、1989年7月、法務省は一応の「終結声明」を出しました。

購入した企業は就職差別を目的とした身元調査に悪用したと考えられ、その責任が厳しく問われました。

この事件は、企業が同和問題の解決に真剣に取り組むきっかけとなりました。

トピックス

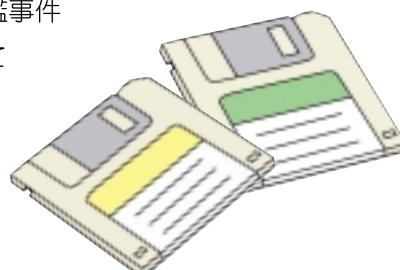
「電子版・部落地名総鑑」回収

2006年、「部落地名総鑑」の内容を記録したフロッピーディスク（FD）が大阪市内の複数の調査業者で見つかり、回収されました。

印刷物ではなく、電子データ化されたものが見つかったのは初めて。インターネットへ流出すれば取り返しのつかない人権侵害につながります。

部落地名総鑑事件

は未だ終わって
いないのです。



指導？いじめ？…パワー・ハラスメント



上の絵の行為は、パワー・ハラスメント（＝パワハラ）と呼ばれています。パワハラは、仕事上の上下関係や権利関係を不当に利用することによる嫌がらせやいじめのことです。本来、上司・部下の関係はあくまで仕事のことであり、人間的に上とか下とかいうことにはなりません。しかし、いつも命令する立場にある人はこのことを忘れがちになり、人間性を否定する言動をしたり、仕事上の権限を超えて命令したりするのです。

パワハラが長期化すると、心身に不調をきたす人が増えていくことも予想されます。また、パワハラがあたり前の職場では、働く人々は自信をなくし、職場全体が活力を失って、職場の能率や士気の低下にもつながり、企業にとっても大きなマイナスとなります。

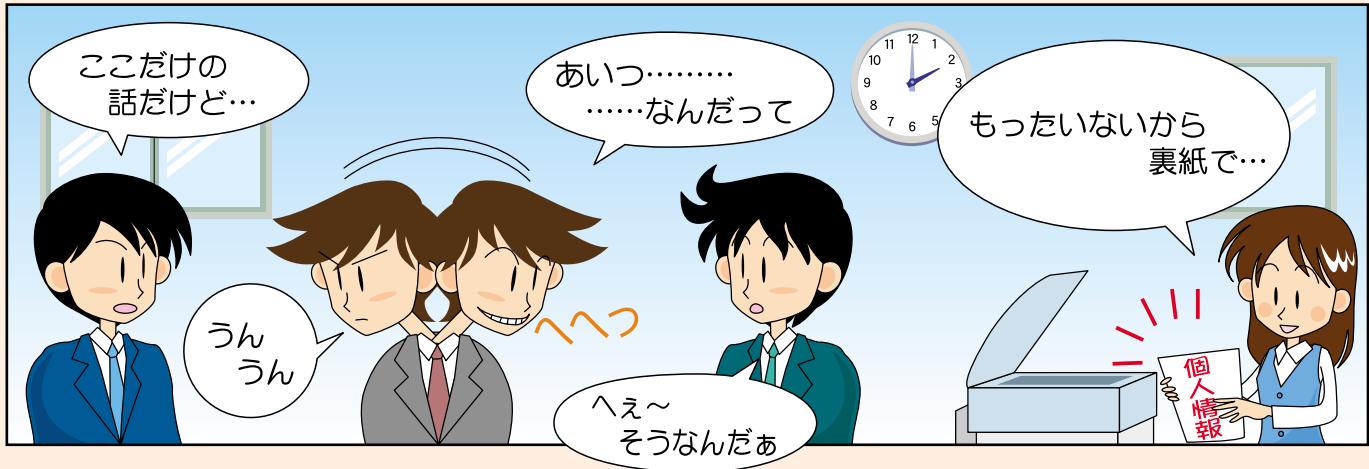
パワハラをなくすためには、社員一人ひとりと企業が正しい人権意識と知識をもち、コミュニケーションの力をつけることが大切です。

あなたの“パワハラ度”をチェック！

※ 部下にあたる人は上司がこのような行動をしていないか、チェックしてみましょう。

たびたび部下を説教している	
陰口が気になり、部下の行動を監視したことがある	
つい、部下に当たってしまうことがある	
問題が起きたとき部下のせいにしたことがある	
つい、えこひいきしてしまう	
相性が合わない部下は無視したり、つい怒鳴りたくなる	
部下にたばこやジュースなどを買いに行かせることがある	
取引先など社外で部下を怒鳴ったことがある	
誘っても飲みに来ない部下は、嫌いだ	
イライラしたときに部下に愚痴を言うと多少はすっきりする	

たかが個人情報、されど個人情報…自己情報コントロール権



高度情報化社会の現代、コンピュータを使った個人情報の取り扱いによって、さまざまな人権侵害が起っています。

私たちには、個人情報の収集や保有、利用、提供、管理などすべての面にわたって、自分の情報は自分でコントロールする権利（＝自己情報コントロール権）があります。

個人情報の取り扱いについて、個人の権利や利益が保護されるよう、2005年4月、「個

人情報の保護に関する法律」が全面的に施行されました。

コンピュータはとても便利で役に立ちますが、使い方を誤れば、インターネットを通じて大切な個人情報が大量に流失したり、架空請求に利用されるなど、重大な人権侵害につながることを十分に理解する必要があります。

個人情報の保護は、人権尊重の社会づくりのための大変な基本ルールなのです。

個人情報保護のルール

利用・取得に関するルール

- ・個人情報の利用目的はできる限り特定
- ・偽りその他不正な手段で個人情報を収集しない
- ・本人から直接書面で個人情報を取得する場合は、あらかじめ本人に利用目的を明示

適正・安全な管理に関するルール

- ・個人データを安全に管理（流失防止）
- ・個人データは正確で最新の内容に保つ

第三者提供に関するルール

- ・あらかじめ本人の同意を取らず、個人データを第三者に提供することは原則禁止

開示等に応じるルール

- ・本人からの求めがあれば、保有する個人データは開示・訂正・利用停止
- ・苦情があれば、適切・迅速に処理

トピックス

「個人情報」大量流失

2006年12月、ある日本の自動車メーカーは、販売会社を通じて車を購入した顧客の個人情報が社外に流失した恐れがあると発表し、謝罪しました。

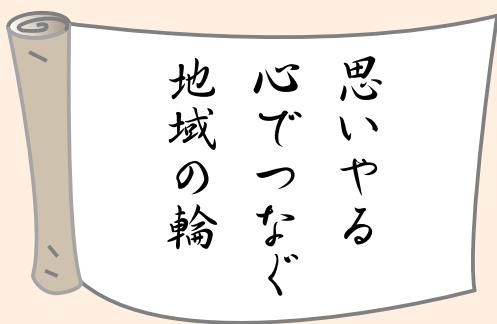
流失した情報は、氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、保有する車の種類など。過去の顧客データベースから情報が流失したもの。

約538万人全員にダイレクトメールを発送し、調査の結果報告と架空請求など悪用への注意を呼びかけました。

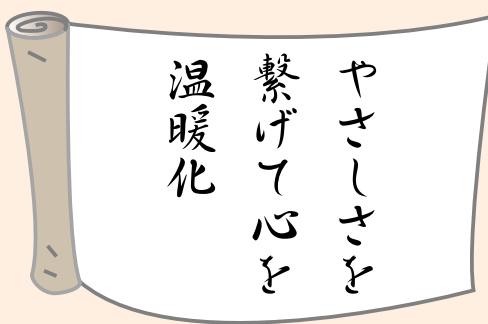
はーとふるメッセージ2007入賞作品



(ポスター) 龜山小学校5年(当時) 伊吹 美緒さん



(標語) 株永昌堂印刷 松本 寛さん



(標語) 株永昌堂印刷 富田 真知子さん

彦根市では、毎年7月から12月に、「はーとふるメッセージ」を募集しています。市内の事業所でも、ポスター・標語・作文の応募をとあして、人権啓発に取り組んでいただいています。みんなの職場でも、ぜひご参加ください。

発行：彦根市市民環境部 人権政策課 彦根市元町4-2 電話0749-30-6115